平成２１年（フ）第６４１３号
東京都世田谷区喜多見６丁目16―24
破産者　寒水　正子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４２４号
福島県郡山市大槻町字上西田22―23
破産者　藤田　美穂
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４４８号
千葉県船橋市北本町２丁目64―１―207
破産者　山田　則子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４５０号
東京都町田市森野６丁目―62　都営森野６丁目４―407
破産者　井上　惠子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２６９号
大津市勧学１丁目５番17号　ネオコーポ勧学205号、前住所大津市若葉台17番11号
破産者　み組興起こと　原　　淳一
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３１１号
滋賀県湖南市石部中央４丁目１番22号
破産者　有限会社菅沼工務店
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２号
群馬県太田市西本町51番９―705号
破産者　有限会社タイラ
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第６７９号
埼玉県新座市東１丁目15番８号
破産者　有限会社サイン企画
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地３―11―506
破産者　中村　政雄
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第５８７３号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目13番32号
破産者　株式会社大和建設
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６２０８号
大阪市東成区神路３丁目１番29号
破産者　株式会社大征工務店
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８６６０号
大阪市淀川区西中島５丁目７番18号
破産者　ソムニトピア・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０３０号
大阪市中央区天満橋京町１番23号新日本橋天満橋ビル８階
破産者　株式会社プリイェール
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１０号
大阪市天王寺区勝山４丁目４番10号
破産者　軌條絶縁工業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４１号
大阪府大阪狭山市西山台３丁目５番15号
破産者　有限会社サンワード
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９８９号
堺市南区深阪南299番地の８
破産者　有限会社大和自動車
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１号
和歌山県新宮市緑ヶ丘１―１―40　貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内、居所和歌山県東牟婁郡串本町西向450番地
破産者　岩本　小夜
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第６９３号
札幌市中央区南２条西10丁目1001番地　狸小路団地２号棟501号
破産者　有限会社ジョージオフィス
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１４６７９号
東京都中央区月島４丁目18番１号
破産者　東京木材運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１１８２号
東京都八王子市高倉町18番地19
破産者　遠藤　　実
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１２９４号
東京都立川市砂川町２丁目42番地の１第２アーク山崎202号室
破産者　株式会社梵天
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部